

前橋市

介護予防支援の指定対象の拡大に関するQ & A

R7. 2. 14現在

【内容に関するお問合せ先】	
指定の手続きに関すること	介護保険課 指導係 027-898-6132
介護予防支援の給付に関すること	介護保険課 給付適正化係 027-898-6157
総合事業に関すること	長寿包括ケア課 地域包括ケア推進係 027-898-6276
地域包括支援センターに関すること	長寿包括ケア課 地域支援係 027-898-6275

指定の手続きに関するこ				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
1	指定	指定を受けた後、結果的に委託による介護予防支援のみ実施となつても問題ないか。	問題ありません。令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 1)問123	指導係
2	指定	指定を受けた後も、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施することは可能か。	問題ありません。令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 1)問123	指導係
3	指定	指定を受けた介護予防支援事業者はどのように情報公開するのか。	前橋市ホームページ等へ掲載します。 【HP掲載の一例】 前橋市>○高齢者・介護>○施設>前橋市内にある介護サービス事業所の一覧	指導係
4	指定	市境で、他市の指定介護予防支援事業者を利用したいといわれた場合、その事業者にはどのような案内となるのか。	介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があります。前橋市の指定を受けていない事業者が介護予防支援を提供する場合には、地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられます。（介護保険最新情報Vol. 1225参照）	指導係
5	指定	半年以内または1年以内までに申請などの縛りはなく、1年後・2年後でも受け付け可能か。	申請の受付期限はありません。	指導係

指定の手続きに関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
6	指定	指定申請は、各事業所の判断で良いのか。	各事業所の判断で構いません。	指導係
7	基準	管理者は主任介護支援専門員のみか。	管理者は主任介護支援専門員のみとなります。 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. 1)問122	指導係
8	運営指導	指定介護予防支援事業所は、市の運営指導の対象になるか。	市内の事業所は市の運営指導の対象となります。	指導係
9	契約	指定を受けて介護予防支援を実施する場合、利用者と直接契約をするときの契約書の内容はどのようにすればよいか。契約書のひな型はあるのか。	契約書のひな型はありません。	指導係
10	様式	指定を受けて介護予防支援を実施する場合、ケアプランの様式に変更はあるか。	ケアプランの様式に変更はありません。	指導係

指定の手続きに関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
11	制度	指定を受けている事業所は、46の利用者は全て委託できなくなるのか。(例：指定を受けている委託事業所で受託しているAFの利用者から「1ヶ月だけ手すりを使用したい」という要望があり、明らかに46からAFに1ヶ月で戻る場合その都度契約をし直さないといけないのか。)	指定を受けた後も地域包括支援センターからの委託を受けて介護予防支援を実施することは可能です。	指導係
12	様式	指定居宅支援事業所が取り扱う書式は共通書式とするのか。	現状の書式と同様の書類となります。	指導係

介護保険者証・給付に関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
1	介護保険者証	①介護予防ケアマネジメント→介護予防支援になった場合の契約の流れや提出書類、被保険者証の変更の有無など流れを教えて欲しい。②介護予防支援→介護予防ケアマネジメントになった場合の契約の流れや提出書類、被保険者証の変更の有無など流れを教えて欲しい。	①地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者へ変更する場合は、新規に契約をし「居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出してください。被保険者証はその際に支援事業所名が記載されたものが発行されます。 ②指定介護予防支援事業者から地域包括支援センターへの変更が必要です。新規に契約をし「居宅介護（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」を地域包括支援センター提出してください。被保険者証は地域包括支援センター名が記載されたものが発行されます。	給付適正化係
2	介護予防支援↔介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に切り替える際、その反対も含め目標やサービス内容の変更がない場合は、「軽微な変更」の扱いとして、サービス担当者会議を省略しても問題ないか。	介護予防ケアマネジメントは総合事業のみ、介護予防支援は予防給付のみ又は、総合事業と予防給付の併用となります。サービス内容の変更になりますので、サービス担当者会議は必要と考えます。	給付適正化係
3	届出	「居宅介護（介護予防）サービス計画作成（変更）届出書」の提出や、情報提供申請書の手続きについて、指定を受けて介護予防支援を実施する場合、要介護の利用者と同様に実施して問題ないか（みなし2号の利用者を含む）。	「居宅介護（介護予防）サービス計画作成（変更）届出書」の提出は、要介護の利用者と同様の届出で問題ありません。「情報提供申請書」に基づく情報提供も、要介護の利用者と同様の流れになります。みなし2号の利用者の届出は社会福祉課へ提出してください。	給付適正化係

介護保険者証・給付に関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
4	請求	指定を受けて介護予防支援を実施する場合、給付管理や請求は、地域包括支援センターではなく指定介護予防支援事業者が実施する認識で間違いないか。	間違いありません。	給付適正化係
5	請求	請求時は月途中で介護度が変わった方などは、月末時で判断するが、同じと考えてよいのか。	同じです。	給付適正化係
6	初回加算 委託連携加算	現在、地域包括支援センターから委託を受けて実施している介護予防支援について、指定を受けて実施する場合、初回加算や委託連携加算の算定は可能か。また、その逆はどうなるのか。	地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者に変更となった場合で、前2か月の間に当該事業所が担当していない場合は、初回加算の算定ができます。委託連携加算の算定はできません。 指定介護予防支援事業者から地域包括支援センターへ変更となった場合で、前2か月の間に当該地域包括支援センターが担当していない場合は、初回加算の算定ができます。その際、変更前の居宅介護支援事業者へ委託する場合、委託連携加算の算定もできます。委託連携加算については、利用者一人につき1回を限度の原則から46とA.Fを繰り返しても初回の1回のみとなります。	給付適正化係

介護保険者証・給付に関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
7	消費税	指定を受けて介護予防支援を実施する場合、介護予防支援費について消費税の取扱いはどうなるのか。	指定を受けて介護予防支援を実施する場合は「非課税」、これまでどおり地域包括支援センターからの一部委託を受け介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを実施する場合は「課税」となります。	給付適正化係
8	住所地特例	住所地特例対象者の請求について	介護給付費の請求と同様で、住所地特例の対象者情報を記載し、国保連合会へ請求してください。	給付適正化係
9	介護報酬	単位数はどうなるのか。	1、地域包括支援センターが介護予防支援を行う場合 442単位（介護予防支援費（I）） 2、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合 442単位（介護予防支援費（I）） 3、指定介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合 472単位（介護予防支援費（II））	給付適正化係

介護保険者証・給付に関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
10	請求	利用者との契約が指定を受けた月の途中だとしても、指定を受けた月から給付管理は可能なのか。(例：4月から指定を受けている事業所が、利用者との契約を4月20日に行った場合、給付管理は4月から可能か。)	実績ベースで4月6日請求であれば、月末までに介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を提出することで居宅介護支援事業所が請求を行うことができます。	給付適正化係

総合事業に関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
1	制度	要支援者のすべてのプランが対象になるのか。	<p>介護予防支援のみが対象となり、介護予防ケアマネジメントは対象になりません。 また、事業対象者は対象外です。</p> <p>■介護予防支援…予防給付のみまたは予防給付と総合事業の両方のサービスを受ける方のサービス計画の作成等 ■介護予防ケアマネジメント…総合事業のサービスのみを受ける方のサービス計画の作成等</p>	地域包括ケア推進係
2	介護報酬	予防給付と総合事業の併用を予定していたが、予防給付の利用を1か月間休止した場合、請求や契約はどうなるのか。	1か月を通して予防給付の利用がない場合、指定介護予防支援事業者では支援費の請求ができません。新規で地域包括支援センターと利用者が契約してください。地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託した場合、介護予防ケアマネジメント費は、442単位になります。	地域包括ケア推進係

地域包括支援センターに関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
1	地域包括支援センターの関与	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者（以下、「指定介護予防支援事業者」という）が介護予防支援を実施する場合、地域包括支援センターは関与しなくて良いのか。	指定介護予防支援事業者が介護予防支援を実施する場合、地域包括支援センターは基本的に関与する必要はありません。	地域支援係
2	地域包括支援センターの関与	地域包括支援センターが相談を受けた要支援の利用者について、指定介護予防支援事業者に紹介してよいのか。	利用者に、「居宅介護支援」の中から指定介護予防支援事業者を選んでいただきたいうえで、紹介してください。	地域支援係
3	地域包括支援センターの関与	今後、地域包括支援センターは、介護予防支援が必要な利用者に対して、基本的に指定介護予防支援事業者との契約を勧めることになるのか。	介護予防ケアマネジメントに移行する可能性など、地域包括支援センターの関与の必要性等を考慮したうえで、指定介護予防支援事業者との契約を勧めるかどうか判断します。	地域支援係

地域包括支援センターに関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
4	地域包括支援センターの関与	指定を受けて介護予防支援を実施する場合で、虐待等の困難ケースや、予防給付の利用が流動的な場合はどう対応すればよいのか。	介護予防支援の適切・有効な実施のため、必要があるときは地域包括支援センターに助言を求めることができます。（介護保険法第115条の30の2第1項）地域包括支援センターへの情報提供や連携が必要と判断する時は、適宜実施してください。また、予防給付の利用が流動的な場合は、地域包括支援センターの委託による実施を検討してください。	地域支援係
5	地域包括支援センターの関与	指定介護予防支援事業者について、地域包括支援センターは、利用者とその家族、介護サービス事業所等に対して、どこまで案内をするのか。	予防給付+総合事業 ⇄ 総合事業に切り替わる見込みが低い場合で、指定介護予防支援事業者と直接契約したい場合は、直接契約もできる旨を案内することもできます。予防給付+総合事業 ⇄ 総合事業に切り替わることが見込まれる場合には、地域包括支援センターの関与の必要があるので、積極的に案内する必要はないと考えています。	地域支援係
6	地域包括支援センターの関与	介護予防支援から介護予防ケアマネジメントとなり、地域包括支援センターに給付管理を依頼する場合に、地域包括支援センターに提出する書類はあるのか。	サービス利用実績が、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントとなることが判明した時点で担当の地域包括支援センターに連絡してください。 書類の手続きについては、別紙介護予防支援から介護予防ケアマネジメントでの請求になった際のフローチャートを参照してください。	地域支援係

地域包括支援センターに関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
7	地域包括支援センターの関与	介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所は、直接担当する際に、地域包括支援センターに連絡する必要があるのか。	担当が決まった時点で地域包括支援センターに連絡してください。総合事業のみの利用であった場合は地域包括支援センターのみが請求できます。事前に利用者の住所地の地域包括支援センターと契約を締結する必要があります。介護保険サービスのみの利用希望の利用者について同様の対応とします。	地域支援係
8	地域包括支援センターの関与	地域包括支援センターからの委託を受け担当していた利用者を介護予防支援の指定を受けたため、そのまま居宅介護支援事業所が直接担当することとした。この場合、プランは居宅介護支援事業所に引継ぐことでよいのか。	プランの期間内であれば引継ぐことができます。	地域支援係
9	地域包括支援センターの関与	月が変わってから実績でAF、46の変更がわかった時はどうの様な対応になりますか。	<p>①サービス提供の翌月に46からAFに変更となった場合。 別紙フローチャートを参考に進めてください。</p> <p>②サービス提供の翌月AFから46になった場合 そのまま委託として請求。その後、居宅と利用者で契約する場合は、包括に連絡をしてください。</p>	地域支援係

地域包括支援センターに関すること				
	カテゴリー	質問	回答	問合せ先
10	地域包括支援センターの関与	指定を受けている事業所が地域包括支援センターに連絡するとの記載があったが、連絡方法は口頭で構わないのか、文書で行うべきか。また、内容はどの程度伝えるべきか。	電話連絡で差し支えない。 内容としては、利用者名・住所・居宅介護支援事業所名・担当介護支援専門員名・介護度をお伝えください。 また、区分変更や要介護の認定になった、入所、転居、死亡など変更があった場合等は、担当の地域包括支援センターに連絡してください。	地域支援係
11	記録	終了時の書類の保管について。委託（AF）から46になり指定居宅介護支援事業所へ移行した場合の書類の保管は委託期間の書類は包括が保管するのか。	委託期間は、包括での5年間保存となります。	地域支援係
12	記録	終了時の書類の保管について。指定居宅介護支援事業所がすべて保管するとあるが、途中AFになった期間に包括が預かった写しの書類の保管はどうしたらよいか。	途中委託になった期間は、包括での5年間保存となります。	地域支援係